

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4391347号
(P4391347)

(45) 発行日 平成21年12月24日(2009.12.24)

(24) 登録日 平成21年10月16日(2009.10.16)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 7 D 13/02 (2006.01) A 4 7 D 13/02

請求項の数 5 (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2004-204922 (P2004-204922)	(73) 特許権者	508189474
(22) 出願日	平成16年7月12日 (2004.7.12)		アップリカ・チルドレンズプロダクツ株式
(65) 公開番号	特開2006-25857 (P2006-25857A)		会社
(43) 公開日	平成18年2月2日 (2006.2.2)		大阪府大阪市中央区島之内1丁目13番1
審査請求日	平成19年4月5日 (2007.4.5)		3号
		(74) 代理人	100091409
			弁理士 伊藤 英彦
		(74) 代理人	100096792
			弁理士 森下 八郎
		(74) 代理人	100091395
			弁理士 吉田 博由
		(72) 発明者	▲葛▼西 健造
			大阪市中央区東心齋橋1丁目14番9号

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 子守帯

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

横抱きおよび縦抱きの両状態に対応可能であり、剛性の高い背当て板を含み乳幼児の背部を支持するための背当て部と、横抱き状態の乳幼児の頭頂部を取り囲むためのものであり、所定の保形性を発揮する部材を含み前記背当て部の上方端と接続するヘッドサポート部と、

前記ヘッドサポート部の両側部から側方に張り出している1対の側方張出部と、

前記背当て部の両側縁に連なって上下方向に延在する1対の側部形成部材と、

前記1対の側方張出部の先端と前記1対の側部形成部材とを着脱可能に連結する連結手段とを備え、

前記ヘッドサポート部は、縦抱き状態において前記連結手段による連結を維持した状態のまま前記背当て部の背面に折り返し可能に設けられている、子守帯。

【請求項2】

前記連結手段は、前記側方張出部と前記側部形成部材とを長さ調節可能に連結する調節ベルトを含み、

前記調節ベルトを相対的に長くしたとき、前記ヘッドサポート部は前記背当て部とほぼ同方向に延在し、

前記調節ベルトを相対的に短くしたとき、前記ヘッドサポート部は、前記背当て部に対して起立した形態となる、請求項1に記載の子守帯。

【請求項3】

10

20

前記背当て部は、背面側において袋状部分を形成して前記背当て板を出し入れ可能に受け入れる背面カバーを含み、

前記背当て板を取り外した状態において、前記背当て部の上方部分は、前記ヘッドサポート部と共に前記背当て部の下方部分の背面上に重なるように折り返し可能である、請求項 1 または 2 に記載の子守帯。

【請求項 4】

前記背当て部は、背当て部の上部で幅方向に延びる第 1 パッド部と、前記第 1 パッド部の下に隣接して幅方向に延びる第 2 パッド部とを含み、

前記背当て板を取り外した状態において、前記第 1 パッド部は、前記ヘッドサポート部と共に前記第 2 パッド部の背面上に重なるように折り返し可能である、請求項 3 に記載の子守帯。

10

【請求項 5】

前記 1 対の側部形成部材上に固着されて上下方向に延びる第 1 ベルト部材および第 2 ベルト部材を備え、

前記第 1 ベルト部材と第 2 ベルト部材とは、乳幼児の股部を支持する股当て部上で交差し、

前記第 1 ベルト部材の一端および第 2 ベルト部材の他端は、それぞれ、その両端に互いに係合する連結具を有し、

前記第 2 ベルトの一端および前記第 1 ベルトの他端は、それぞれ、その両端に互いに係合する連結具を有している、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の子守帯。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、子守帯に関し、特に横抱きおよび縦抱きの両状態に対応できる子守帯に関するものである。

【背景技術】

【0002】

乳幼児を保持して歩行する際に用いる子守帯としては、乳児の成長に合わせてその保持形態を変更することが好ましい。首が座る前の乳児期には、乳児を寝かせた状態にして横抱きにする形態が好ましい。一方、首がすわって身体が大きくなった段階では、おんぶまたは縦抱きの形態が好ましい。

30

【0003】

横抱きの形態で乳児を保持しているとき、乳児の頭頂部が露出するのは安全上好ましくない。そのため、横抱きの形態に適した子守帯の場合、通常、乳児の頭頂部を取り囲む立壁を備えている。一方、おんぶまたは縦抱きの形態に適した子守帯の場合、上記のような立壁の存在は邪魔なものとなる。

【0004】

上述したような横抱きの形態および縦抱きの形態の両状態を実現できる子守帯が、既にいくつか提案されている。

【0005】

40

特開 2003 - 401 号公報（特許文献 1）は、横抱き、おんぶ、だっこといった複数の保持方法に対し、保持方法に応じた安全性や快適性を付与できる敷材付ベビーキャリア（子守帯）を開示している。この公報に開示されたベビーキャリア（子守帯）では、キャリア本体（子守帯）とは別に 2 種類の敷材が用意されており、乳児の成長段階に応じてこれらの 2 種類の敷材を使い分けるようにしている。具体的には、首がすわっていない乳児期には、乳児の頭部を覆う立壁状のガード部を有する敷材を使用する。一方、首がすわって身体が大きくなった乳幼児に対しては、ガード部を有しない敷材を使用する。

【0006】

特開 2000 - 245581 号公報（特許文献 2）は、子供の成長に合わせて乳児から幼児まで使用できる子守帯を開示している。この公報に開示された子守帯では、子守帯本

50

体とは別に、乳児の頭部の周りを囲む側面立上り部を持つ乳児用ヘッドキープと、側面立上り部を有しない幼児用ヘッドサポートとが用意され、乳幼児の成長段階に応じてこれらの2種類の部品を使い分けるようにしている。具体的には、身体の小さい乳児を横抱きで保持するときに、側面立上り部を持つ乳児用ヘッドキープを子守帯本体に取り付ける。一方、身体が比較的大きい幼児を縦抱きで保持するときに、乳児用ヘッドキープを取り外し、その代わりに幼児用ヘッドサポートを子守帯本体に取り付ける。

【特許文献1】特開2003-401号公報

【特許文献2】特開2000-245581号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

10

【0007】

特開2003-401号公報および特開2000-245581号公報に開示された子守帯では、いずれも、子守帯本体とは別に2種類の部品を用意しておき、乳幼児の成長段階に応じてこれらの2種類の部品を使い分けている。

【0008】

使い易さおよびコスト面を考慮すると、部品点数は少ない方がよい。

【0009】

この発明の目的は、少ない部品点数で形態を変更することのできる子守帯を提供することである。

【課題を解決するための手段】

20

【0010】

この発明に従った子守帯は、横抱きおよび縦抱きの両状態に対応可能であり、剛性の高い背当て板を含み乳幼児の背部を支持するための背当て部と、横抱き状態の乳幼児の頭頂部を取り囲むためのものであり、所定の保形性を発揮する部材を含み背当て部の上方端と接続するヘッドサポート部と、ヘッドサポート部の両側部から側方に張り出している1対の側方張出部と、背当て部の両側縁に連なって上下方向に延在する1対の側部形成部材と、1対の側方張出部の先端と1対の側部形成部材とを着脱可能に連結する連結手段とを備える。ヘッドサポート部は、縦抱き状態において連結手段による連結を維持した状態のまま背当て部の背面に折り返し可能に設けられている。

【0011】

30

上記構成によれば、ヘッドサポート部を折り返せば、背当て部よりも上方に位置する領域が開放されるので、身体の大きい乳幼児を縦抱きにしたり、おんぶしたりする場合に、ヘッドサポートの存在が邪魔にならない。

【0012】

前記連結手段は、好ましくは、側方張出部と側部形成部材とを長さ調節可能に連結する調節ベルトを含む。この調節ベルトを相対的に長くしたとき、ヘッドサポート部は背当て部とほぼ同方向に延在し、調節ベルトを相対的に短くしたとき、ヘッドサポート部は、背当て部に対して起立した形態となる。身体の小きい乳児の場合には、好ましくは、ヘッドサポート部を背当て部に対して起立した状態にし、横抱きで乳児を保持する。身体が大きくなった段階では、好ましくは、ヘッドサポート部を背当て部とほぼ同じ方向に延在する

40

【0013】

背当て部は、好ましくは、背面側において袋状部分を形成して前記背当て板を出し入れ可能に受け入れる背面カバーを含む。背当て板を取り外した状態において、背当て部の上方部分は、ヘッドサポート部と共に背当て部の下方部分の背面上に重なるように折り返し可能である。このように折り返せば、背当て部の上方が大きく開放されるので、例えば、乳幼児を前向きにして縦抱きする場合に適した形態となる。このような折り返しに便宜を与えるために、好ましくは、背当て部は、背当て部の上部で幅方向に延びる第1パッド部と、第1パッド部の下に隣接して幅方向に延びる第2パッド部とを含む。背当て板を取り外した状態において、第1パッド部は、ヘッドサポート部と共に第2パッド部の背面上に

50

重なるように折り返し可能である。

【0014】

好ましい実施形態では、子守帯は、1対の側部形成部材上に固着されて上下方向に延びる第1ベルト部材および第2ベルト部材を備える。第1ベルト部材と第2ベルト部材とは、乳幼児の股部を支持する股当て部上で交差する。第1ベルト部材の一端および第2ベルト部材の他端は、それぞれ、その両端に互いに係合する連結具を有し、第2ベルトの一端および第1ベルトの他端は、それぞれ、その両端に互いに係合する連結具を有している。

【発明を実施するための最良の形態】

【0015】

図1および図2は、この発明の一実施形態の子守帯の展開状態を示す図であり、図1は子守帯の内側の面を示し、図2は子守帯の外側の面を示している。図3は、背当て板12を取り出した状態を示している。

10

【0016】

図4は、ヘッドサポート部4が背当て部3とほぼ同方向に延在している使用形態を示し、図5は、ヘッドサポート部4が背当て部3に対して起立した使用形態を示している。図6はヘッドサポート部4を背当て部3の背面側に折り返した状態を示し、図7はヘッドサポート部4および背当て部3の上方部分を折り返した状態を示している。

【0017】

図8～図13は、乳幼児を保持する種々の形態を示している。図8は横抱き状態を示し、図9は母親と乳幼児とが対面した縦抱き状態を示している。図10は、図9に示す状態から、ヘッドサポート部4を折り返した状態を示している。図11は、おんぶの状態を示している。図12は、図11の状態から、ヘッドサポート部4を折り返した状態を示している。図13は、乳幼児が前方に向いている縦抱き状態を示している。

20

【0018】

主に図1および図2を参照して、子守帯の構成を説明する。

【0019】

図示した実施形態の子守帯は、基本的には一体となった一つの部材からなり、種々の乳幼児保持形態を実現できるようになっている。具体的には、子守帯は、乳幼児の腹部を支持する前当て部1と、前当て部1に連なり乳幼児の股部を支持する股当て部2と、股当て部2に連なり乳幼児の背部を支持する背当て部3と、背当て部3に連なり乳幼児の頭部を支持するヘッドサポート部4と、ヘッドサポート部4の両側部から側方に張り出している1対の側方張出部5と、背当て部3の両側縁に連なって上下方向に延在する1対の側部形成部材6と、1対の側方張出部5の先端と1対の側部形成部材6とを着脱可能に連結する連結手段とを備える。

30

【0020】

各側部形成部材6は、背当て部3の側部に位置して乳幼児の側部を支持する側壁形成部61と、背当て部3の上端から上方に延びている肩掛け帯部62とを含む。

【0021】

子守帯は、1対の側部形成部材6上に固着されて上下方向に延びる第1ベルト部材13および第2ベルト部材14を備える。第1ベルト部材13および第2ベルト部材14は、股当て部2上で交差する。第1および第2ベルト部材13, 14は、その上下端が肩掛け帯部62および股当て部2を越えて長く延びており、その両端に連結具を有している。図示する実施形態では、第1ベルト部材13は、その上端に連結差込具17を有し、第2ベルト部材14は、その下端に第1ベルト部材13の連結差込具17と係合する連結受具18を有している。同様に、第2ベルト部材14は、その上端に連結差込具17を有し、第1ベルト部材13は、その下端に第2ベルト部材14の連結差込具17と係合する連結受具18を有している。

40

【0022】

1対の側方張出部5の先端と1対の側部形成部材6とを着脱可能に連結する連結手段は、1対の側方張出部5の先端から突出して延びる調節ベルト7と、調節ベルト7を挿通さ

50

せるものであり、1対のベルト部材13, 14上に設けられた連結具8とを含む。

【0023】

図示した実施形態では、連結具8は子守帯の背面上に露出しており、調節ベルト7を挿通させるベルト通し穴を有している。連結具8は、表裏反転できるような構造としてもよい。

【0024】

図2および図3から明らかなように、調節ベルト7には、長さ調節具9が取り付けられている。調節ベルト7の先端は、連結具8のベルト通し穴を通った後、長さ調節具9を通過するようにされる。長さ調節具9を通過する先端部分の長さを調節することにより、調節ベルトの長さを自由に変えられる。

【0025】

図2および図3に示すように、背当て部3の背面の両側部にリング10が取り付けられている。これに対応して、前当て部1の先端部分の両側部には、リング10に着脱可能に係合するフック19が取り付けられている。

【0026】

図3に示すように、背当て部3は、背面側において袋状部分を形成する背面カバー11と、背面カバー11の下に出し入れ可能に装着される背当て板12とを含む。図1および図2は背当て板12が装着されている状態を示し、図3は背当て板12を取り外した状態を示している。背面カバー11の先端は、互いに接合する面ファスナ15および16によってその開口部が閉じられるようになっている。背当て板12が背面カバー11の下に収納されている状態では、背当て部3の剛性が高まる。一方、背当て板12を取り外した状態では、背当て部3の上方部分を背面側に折り返すことが可能となる。

【0027】

なお、ヘッドサポート部4および1対の側方張出部5は、その内部にパッド等の比較的剛性のある部材を有していて、所定の保形性を発揮する。ヘッドサポート部4は背当て部3に対して屈曲可能であり、また1対の側方張出部5はヘッドサポート部4に対して屈曲可能である。

【0028】

図14は、ヘッドサポート部4および背当て部3の断面構造の一例を示し、図15~図17はヘッドサポート部4および背当て部3の形態の変化を示している。図示するように、ヘッドサポート部4は、ヘッドサポート芯材41と、その上に配置されたヘッドサポートパッド42とを備える。背当て部3は、その上方領域において幅方向に延びる上部背当て芯材33と、その上の第1パッド部31と、第1パッド部31の下に隣接して幅方向に延びる第2パッド部32とを備える。背当て板12は、第1パッド部31および第2パッド部32の背後に位置し、かつその上部が第1パッド部31と上部背当て芯材33との間に位置するようにされる。

【0029】

図15に示す形態は、調節ベルト7の長さを調節することによって得られる。すなわち、調節ベルト7の長さを短くすれば、ヘッドガード部4は、背当て部3の上縁から起立するようなる。

【0030】

図16に示す形態では、ヘッドガード部4は、背当て部3の背面上に折り返されている。図17に示す形態では、背当て板12が取り外され、上部背当て芯材33および第1パッド部31を含む背当て部上部領域が、ヘッドガード部4とともに、背当て部4の下方の領域上に重なるように折り返されている。

【0031】

なお、背当て板12を取り外すことなく、その位置を下方にずらすようにして、背当て部上部領域を、ヘッドガード部とともに、背当て部4の下方の領域上に折り返すようにしてもよい。また、第1パッド部31、第2パッド部32および上部背当て芯材33がある程度の保形性を発揮するので、背当て板12を備えないようにすることも可能である。

10

20

30

40

50

【 0 0 3 2 】

次に子守帯の種々の使用形態について説明する。

【 0 0 3 3 】

図 4 は、1 対の側方張出部 5 から延びている調節ベルト 7 の長さを長くしている状態を示している。前当て部 1 に取り付けられているフック 1 9 は、リング 1 0 に係合している。図 4 に示す状態では、ヘッドサポート部 4 は、背当て部 3 とほぼ同方向に延在する。図 9 に示す対面縦抱き、または図 1 1 に示すおんぶをするとき、図 4 に示す使用形態とする。

【 0 0 3 4 】

図 5 は、1 対の側方張出部 5 の先端から延びている調節ベルト 7 の長さを短くしている状態を示している。この状態では、ヘッドサポート部 4 は、背当て部 3 に対して起立した形態となる。図 8 に示す横抱きをするとき、図 5 に示す使用形態とする。起立したヘッドサポート部 4 および 1 対の側方張出部 5 は、乳幼児の頭部の周りを取り囲むので安全上好ましい。

10

【 0 0 3 5 】

図 6 は、調節ベルト 7 と連結具 8 とを連結した状態のまま、ヘッドサポート部 4 を背当て部 3 の背面上に重なるように折り返した状態を示している。身体の高い乳幼児を図 1 0 に示すように対面縦抱きするとき、あるいは図 1 2 に示すようにおんぶするとき、図 6 に示す使用形態とする。ヘッドサポート部 4 を折り返すことにより、背当て部 3 よりも上方に位置する領域が開放されるので、ヘッドサポート部 4 の存在が邪魔にならない。

20

【 0 0 3 6 】

図 7 は、調節ベルト 7 と連結具 8 とを連結した状態のまま、背当て板 1 2 を取り外し、背当て部 3 の上方部分をヘッドサポート部 4 と共に背当て部 3 の下方部分の背面上に重なるように折り返した状態を示している。図 1 3 に示すように乳幼児を前方に向けて縦抱きをするときには、図 7 に示す使用形態とし、乳幼児の顔の前の視界を大きく開放する。

【 0 0 3 7 】

以上、図面を参照してこの発明の実施形態を説明したが、この発明は、図示した実施形態のものに限定されない。図示した実施形態に対して、この発明と同一の範囲内において、あるいは均等の範囲内において、種々の修正や変更を加えることが可能である。

【 産業上の利用可能性 】

30

【 0 0 3 8 】

この発明は、横抱きおよび縦抱きの両状態に対応できる子守帯に有利に利用され得る。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 3 9 】

【 図 1 】 子守帯の展開状態を示す図であり、内側の面を示している。

【 図 2 】 子守帯の展開状態を示す図であり、外側の面を示している。

【 図 3 】 子守帯の展開状態を示す図であり、背当てパッドを取り外した状態を示している。

。

【 図 4 】 子守帯の一使用形態を示す図であり、ヘッドサポート部が背当て部とほぼ同方向に延在している状態を示している。

40

【 図 5 】 子守帯の他の使用形態を示す図であり、ヘッドサポート部が背当て部に対して起立している状態を示している。

【 図 6 】 子守帯の他の使用形態を示す図であり、ヘッドサポート部を背当て部の背面側に折り返した状態を示している。

【 図 7 】 子守帯の他の使用形態を示す図であり、背当て部の上方部分をヘッドサポート部と共に折り返した状態を示している。

【 図 8 】 横抱きの形態を示す図である。

【 図 9 】 対面縦抱きの形態を示す図である。

【 図 1 0 】 ヘッドサポート部を折り返して対面縦抱きをしている形態を示す図である。

【 図 1 1 】 おんぶの形態を示す図である。

50

【図12】ヘッドサポート部を折り返しておんぶをしている形態を示す図である。

【図13】乳幼児が前方に向いている縦抱き状態を示している。

【図14】ヘッドサポート部および背当て部の断面構造の一例を示す図である。

【図15】ヘッドサポート部を起立させた状態の断面図である。

【図16】ヘッドサポート部を背当て部の背面上に重なるように折り返した状態の断面図である。

【図17】ヘッドサポート部および背当て部の上部領域を背当て部の下方領域の背面上に重なるように折り返した状態の断面図である。

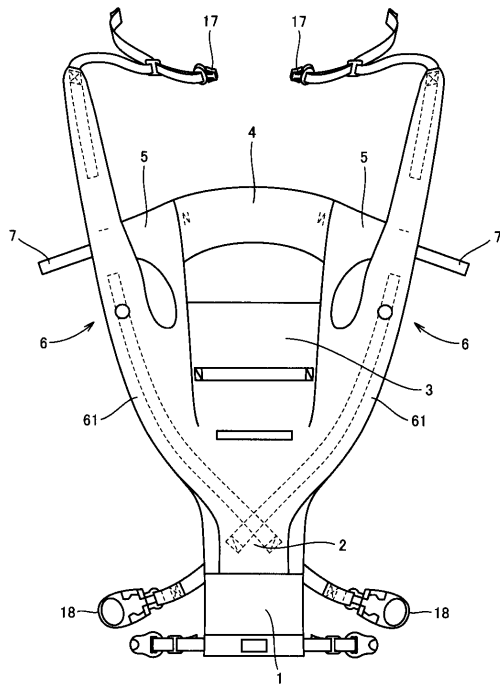
【符号の説明】

【0040】

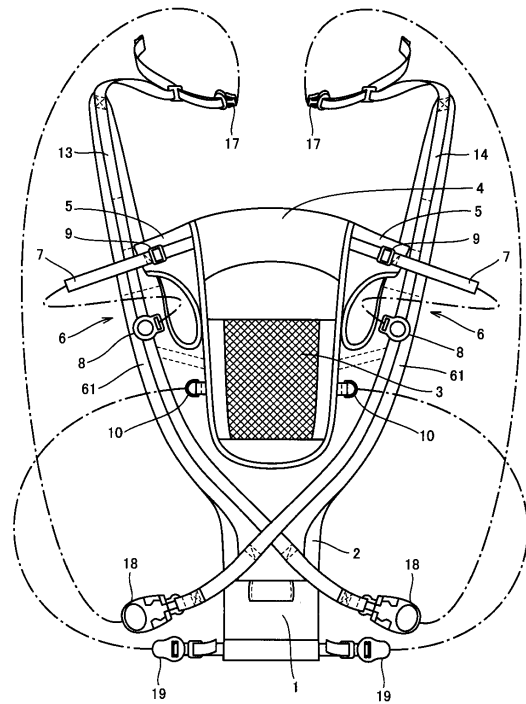
1 前当て部、2 股当て部、3 背当て部、4 ヘッドサポート部、5 側方張出部、6 側部形成部材、61 側壁形成部、62 肩掛け帯部、7 調節ベルト、8 連結具、9 長さ調節具、10 リング、11 背面カバー、12 背当て板、13 第1ベルト部材、14 第2ベルト部材、15, 16 面ファスナ、17 連結差込具、18 連結受具、19 フック、31 第1パッド部、32 第2パッド部、33 上部背当て芯材、41 ヘッドサポート部、42 ヘッドサポートパッド。

10

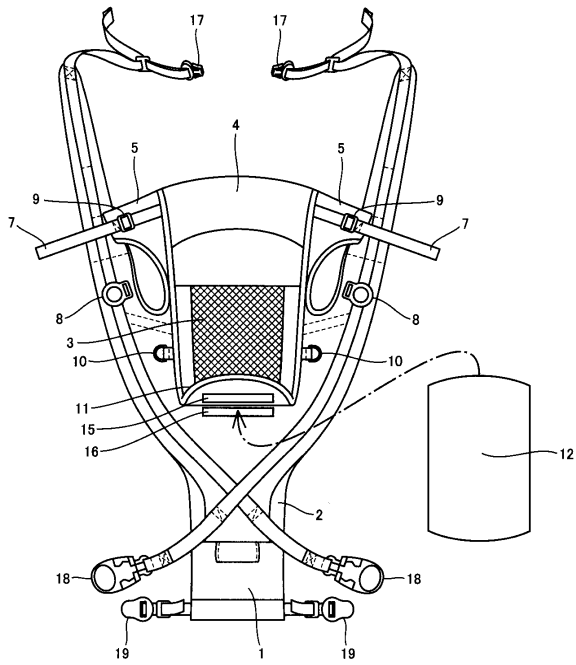
【図1】



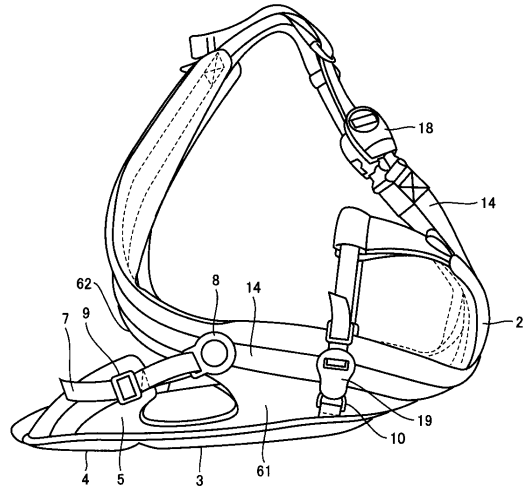
【図2】



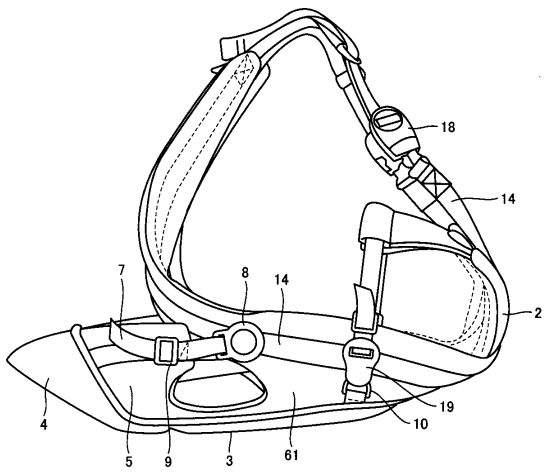
【 図 3 】



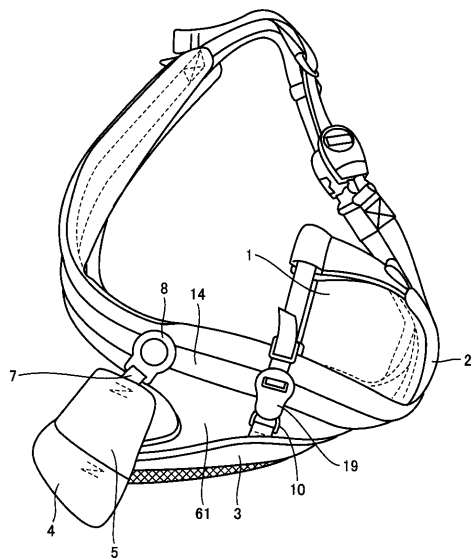
【 図 4 】



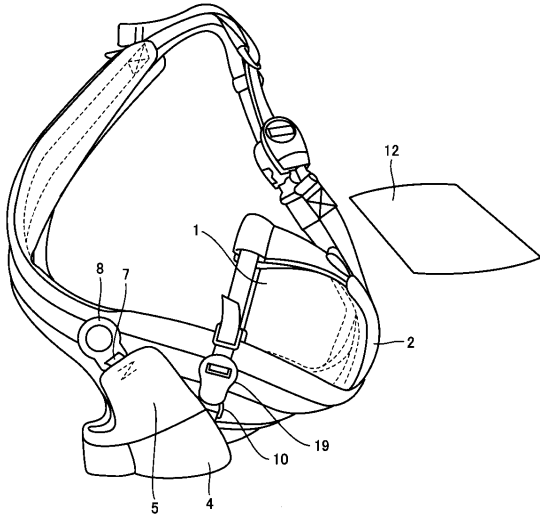
【 図 5 】



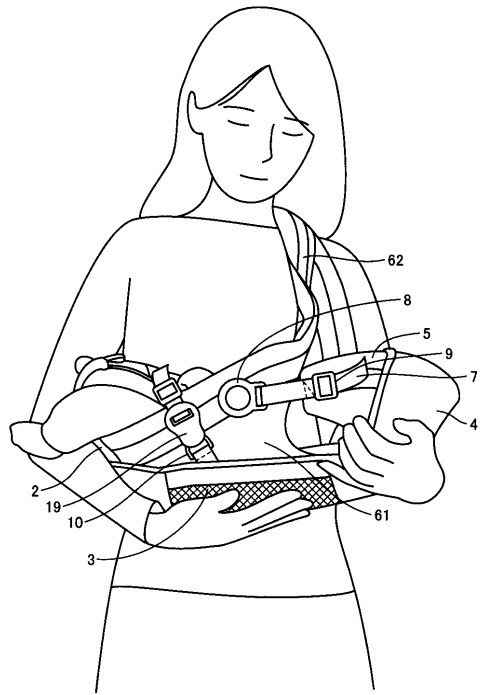
【 図 6 】



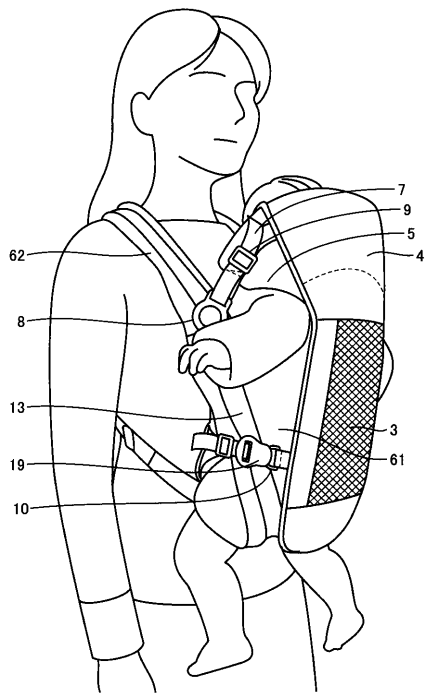
【図7】



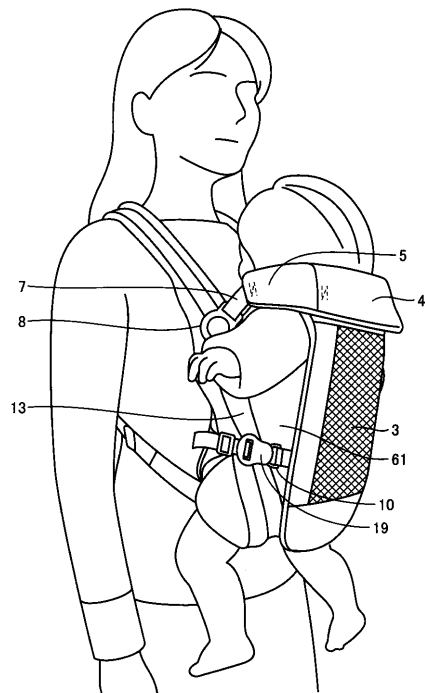
【図8】



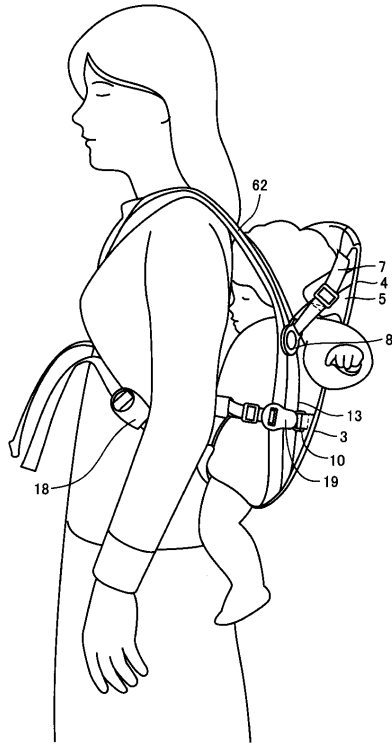
【図9】



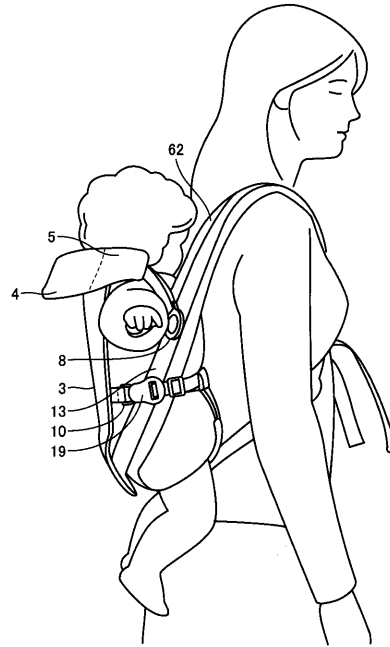
【図10】



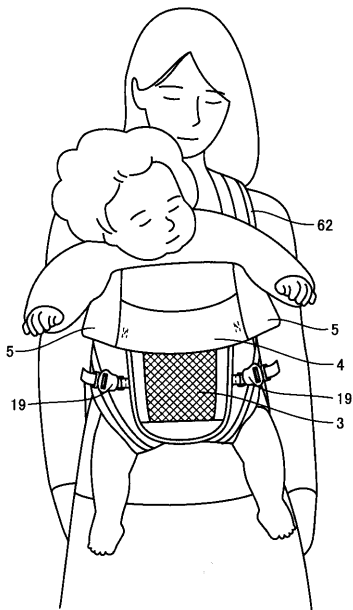
【 1 1 】



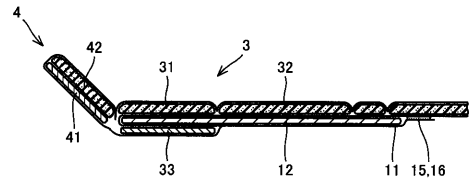
【 1 2 】



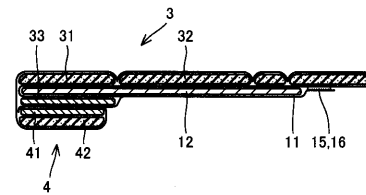
【 1 3 】



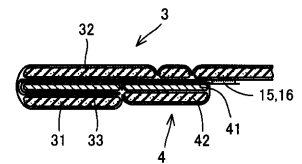
【 1 5 】



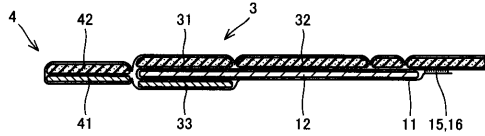
【 1 6 】



【 1 7 】



【 1 4 】



フロントページの続き

(72)発明者 西蔵 みゆき

大阪市中央区島之内1丁目13番13号 アプリカ 葛 西株式会社内

審査官 門前 浩一

(56)参考文献 米国特許第05490620(US, A)

特開2003-000401(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A47D 13/02